

令和3年度 随意契約の公表(こども若者部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの随意契約
【こども若者部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金システム導入業務委託	令和3年12月1日	株式会社 阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	6,875,000円	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は児童手当の支給対象者等に支給する給付金であることから児童手当管理システムを利用して導入するシステムとなっている。契約業者は、本市児童手当管理システムの導入業者であり、契約業者以外では、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	ひとり親世帯のための子育ておうえん給付金システム導入業務委託	令和3年12月27日	株式会社 両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号	1,122,000円	ひとり親世帯のための子育ておうえん給付金は児童扶養手当及び子育て世帯生活支援特別給付金受給者等に支給する給付金であり、児童扶養手当システム及び子育て世帯生活支援特別給付金システムが保有する情報等を利用して導入するシステムとなっている。契約業者は、本市児童扶養手当システム等の導入業者であり、契約業者以外では、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童手当管理システム令和4年度法改正に伴う改修業務委託契約	令和4年2月1日	株式会社 阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	5,720,000円	契約業者は、本市児童手当管理システムの導入業者であり、契約業者以外では、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金制度改正に伴うシステム改修業務委託	令和4年3月9日	株式会社 阪南ビジネスマシ	堺市中区深井北町3275番地	660,000円	契約業者は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金システムの導入業者であり、契約業者以外では、本業務を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室入退室等管理システム導入業務	令和3年12月1日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町三丁目1番72号	22,584,760円	こども施設運営課の既存システムからの端末増設により、同システム利用を行うことで、必要業務の処理を行うこととするため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室入退室等管理システム追加開発業務	令和4年1月20日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町三丁目1番72号	14,617,460円	住基連携できる新たな中間管理機能は、本契約にて付加する追加機能で、本体システム開発と一体で構築することが適切であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)